

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う 教育活動（いわゆる預かり保育）及び 子育ての支援 関係資料

・ 預かり保育・子育ての支援に関する規定	1
・ 幼稚園教育要領における預かり保育に関する規定	2
・ 幼稚園教育要領における子育ての支援に関する規定	3
・ 幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）	4
・ 幼児教育実態調査 （幼稚園における子育て支援活動実施状況）	12
・ 地域子ども・子育て支援事業	17
・ 幼児の生活の現状	23
・ 母親の意識の現状	24
・ 子育てサポートの現状	27

※以下、幼稚園教育要領の引用部分を除き、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」を「預かり保育」と表記。

預かり保育・子育ての支援に関する規定

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第3章 幼稚園

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

幼稚園教育要領における預かり保育に関する規定

幼稚園教育要領（平成10年告示）における預かり保育に関する規定

第3章 指導計画作成上の留意事項

2 特に留意する事項

- (6) 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については、適切な指導体制を整えとともに、第1章に示す幼稚園教育の基本及び目標を踏まえ、また、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などに配慮して実施すること。

幼稚園教育要領（平成20年告示）における預かり保育に関する規定

第1章 総則

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。
- (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活リズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。

幼稚園教育要領における子育ての支援に関する規定

幼稚園教育要領（平成10年告示）における子育ての支援に関する規定

第3章 指導計画作成上の留意事項

2 特に留意する事項

- (5) 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

幼稚園教育要領（平成20年告示）における子育ての支援に関する規定

第1章 総則

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

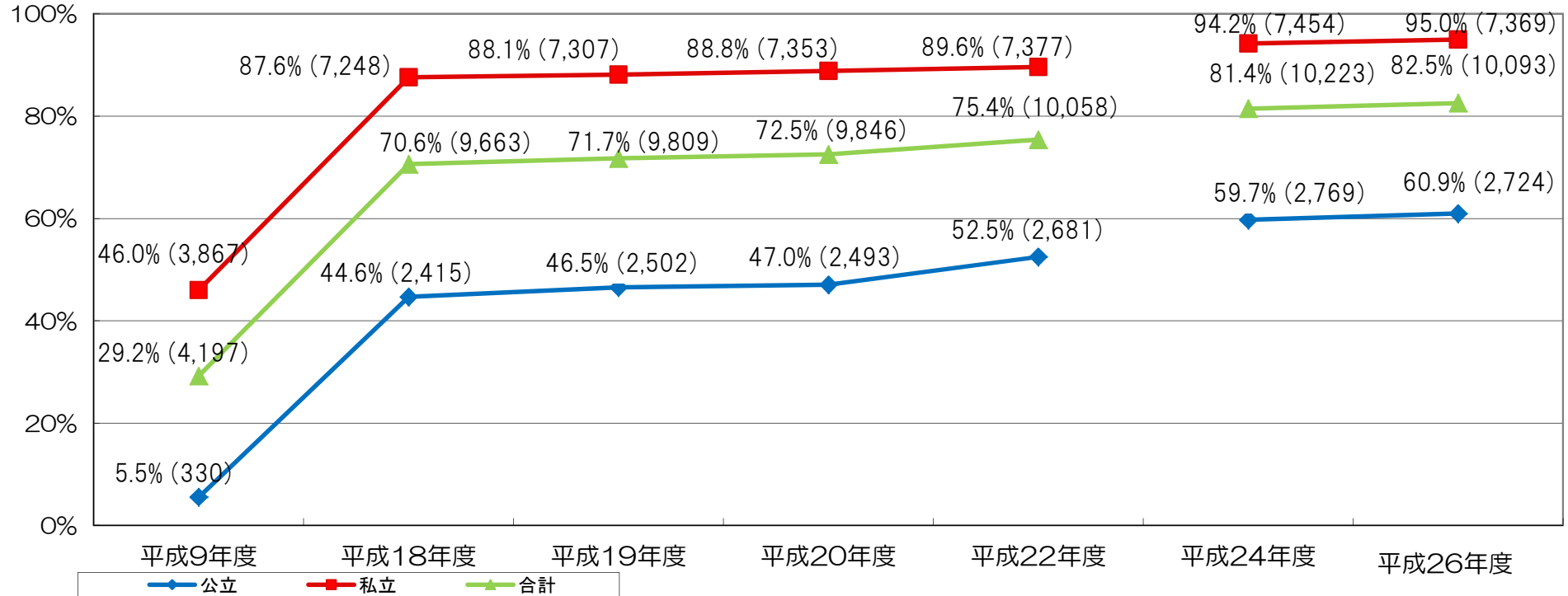
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）①

（1）預かり保育の実施率

（平成26年6月1日現在）

- 預かり保育を実施している幼稚園は全体の82.5%であった。
（公立：60.9%、私立：95.0%）



平成22年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園数
 平成24年度・平成26年度の母数：調査回答園数
 (H23 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園)
 (H25 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園)

（単位：園）

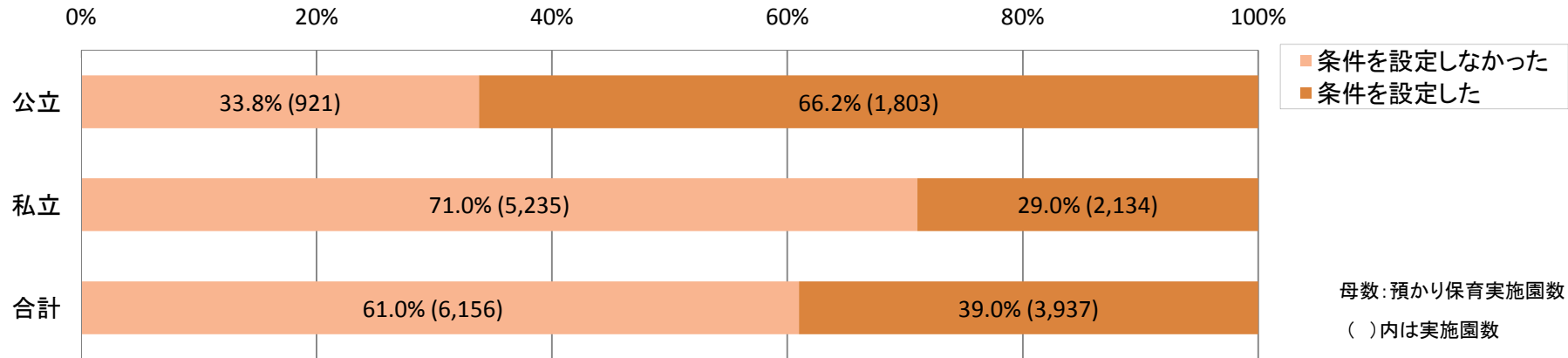
	実施した園数 (A)	((A)のうち、私学助成(預かり保育補助)を受けて実施している園数)	(A)のうち一時預かり事業(一般型)の委託(又は補助)を市町村から受けて実施している園数
公立	2,724	—	167(6.1%)
私立	7,369	6,171(83.7%)	607(8.2%)
合計	10,093	—	774(7.7%)

※ ()内は、各項目の実施した園数(A)を母数にした割合

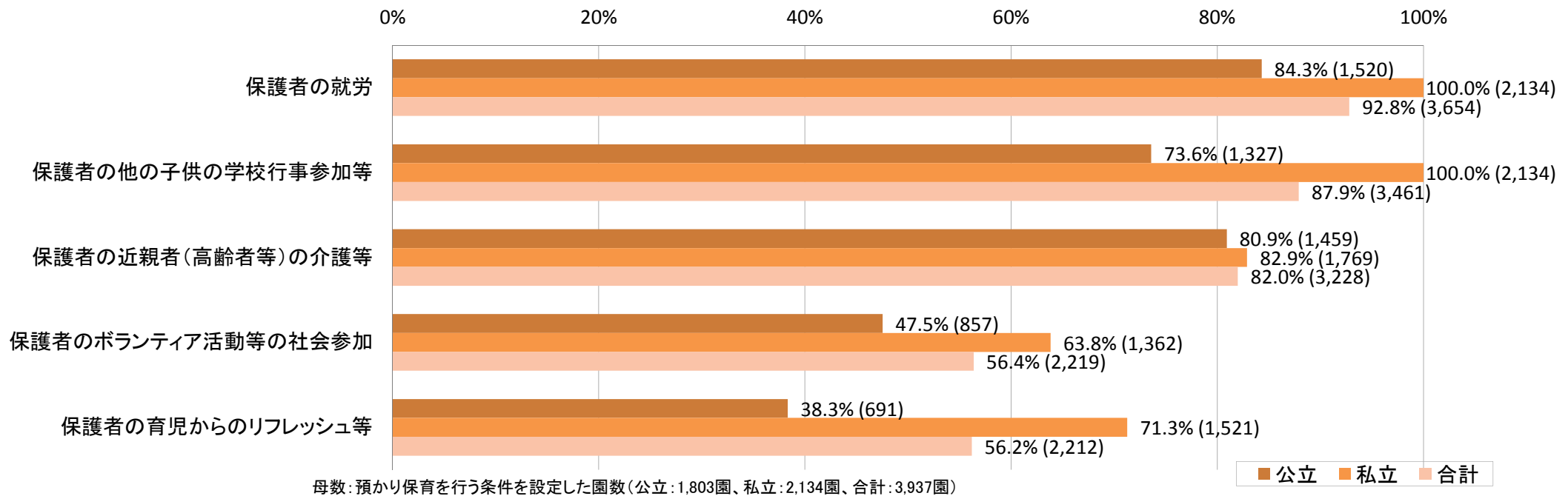
幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）②

（２）預かり保育を行う条件

① 条件設定の状況



② 預かり保育を行う条件（複数回答）

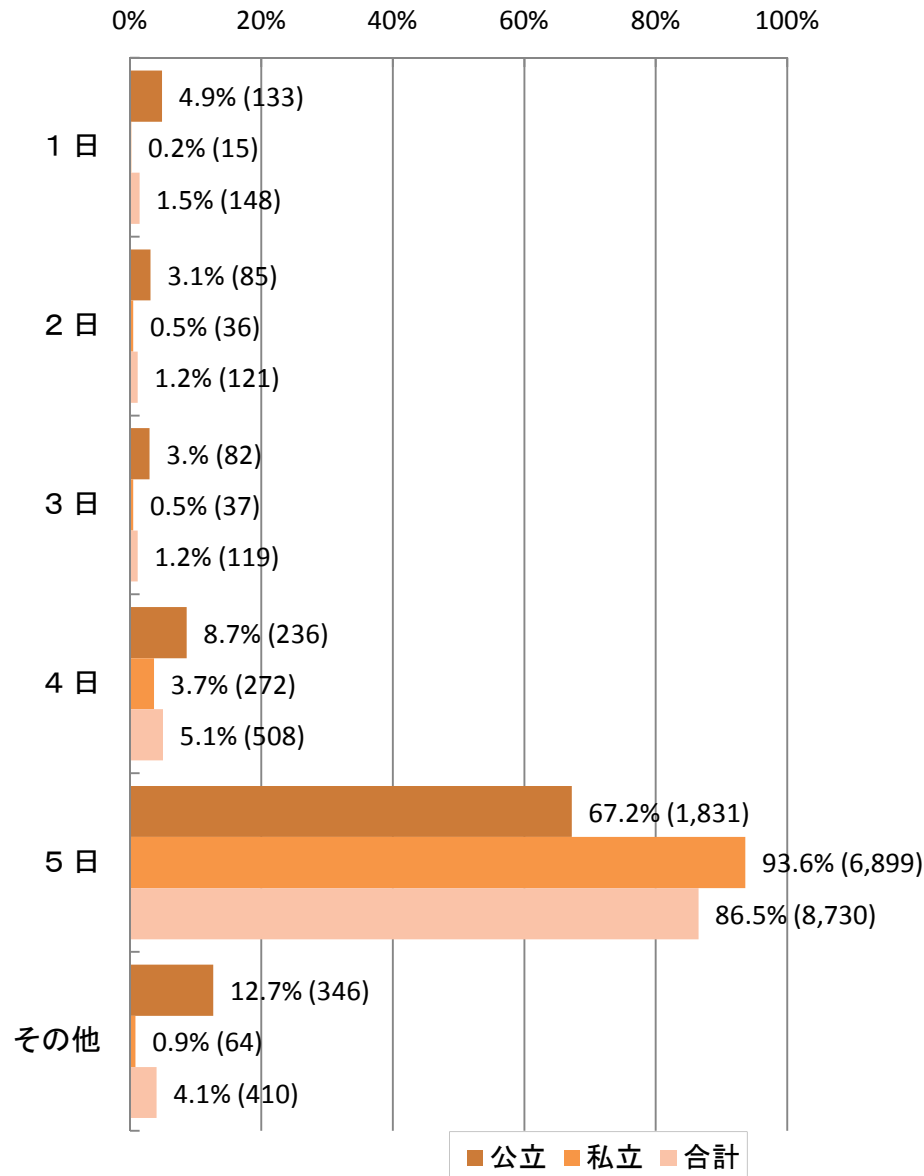


幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）③

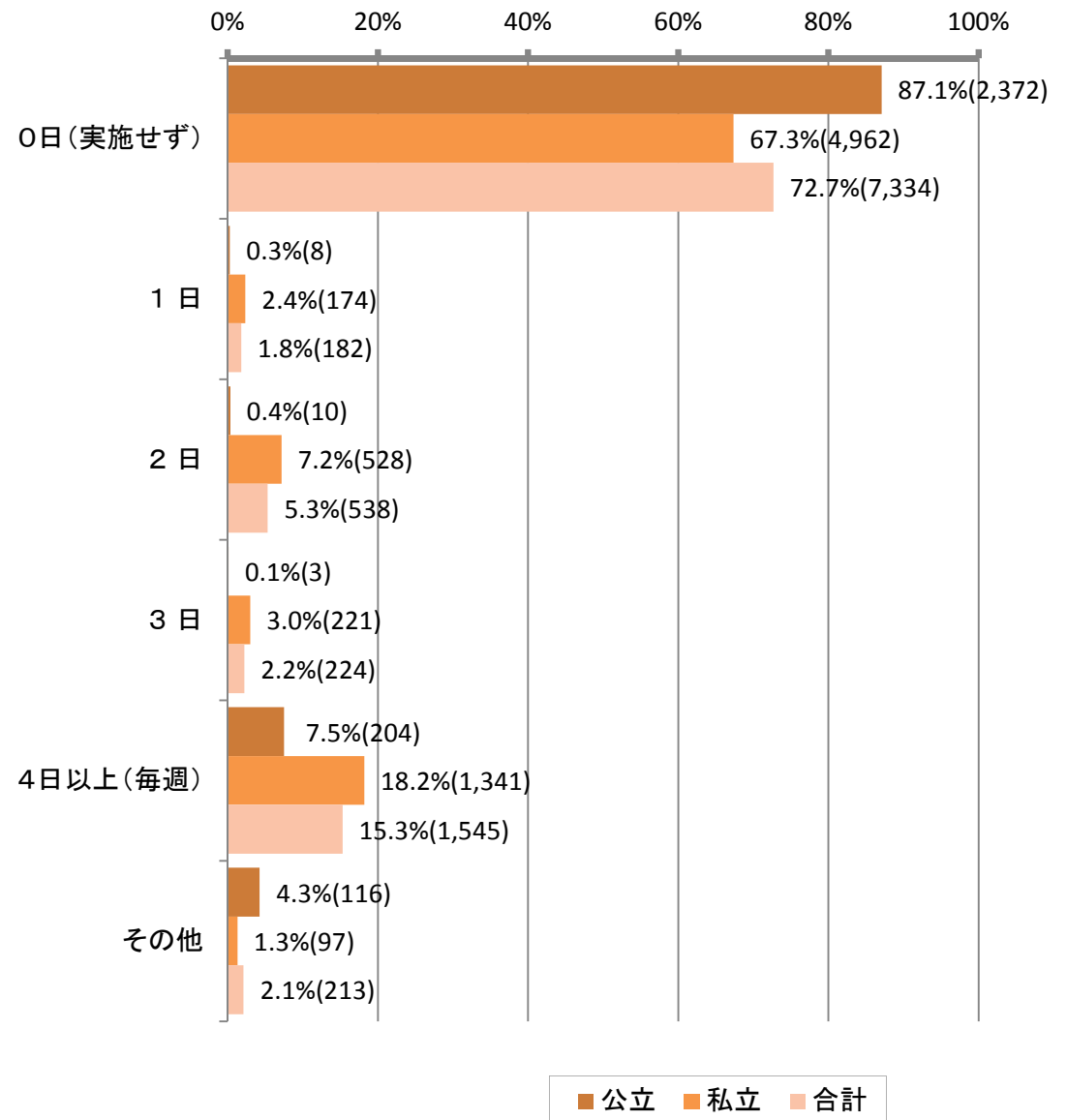
（3）預かり保育の実施日数等 ① 長期休業期間中以外の実施状況

（i）実施日数

平日（月～金曜日）週当たりの平均実施日数



土曜日 月当たりの平均実施日数



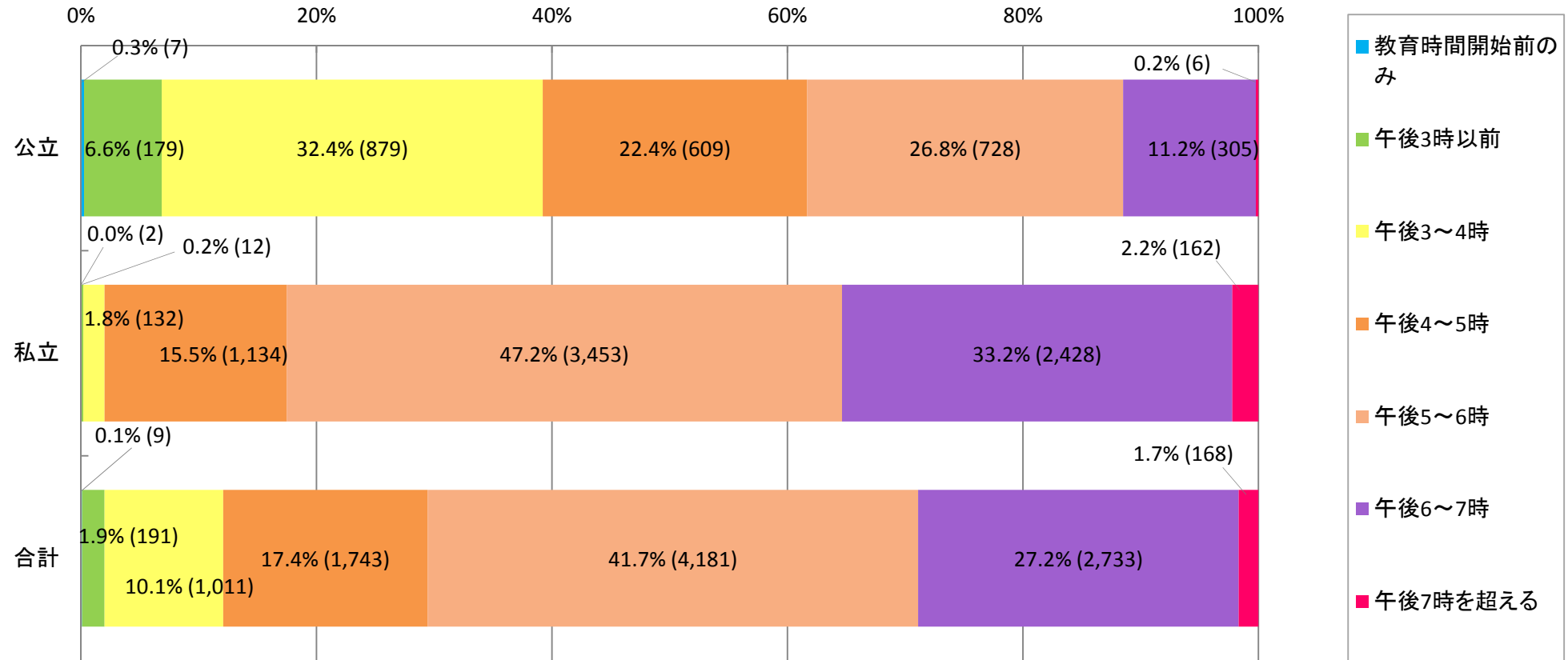
母数：預かり保育実施園数（公立：2,724園、私立：7,369園、合計：10,093園）

（ ）内は実施園数

（出典）文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」（平成27年10月）

幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）④

（ii）預かり保育の終了時間

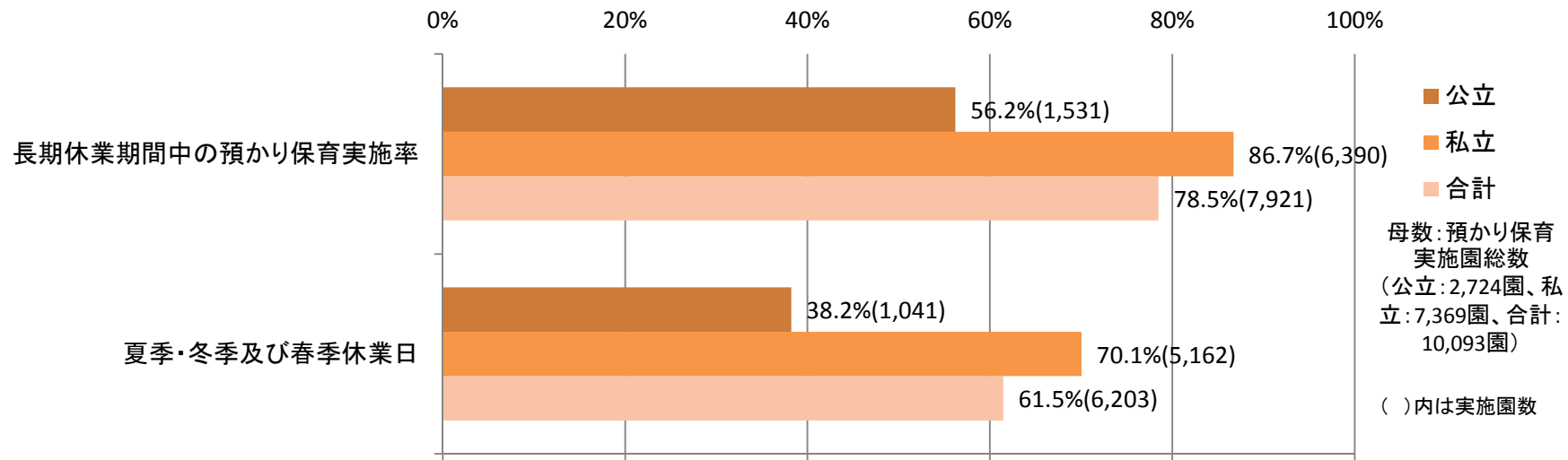


母数：長期休業期間中以外に預かり保育を実施している園の総数

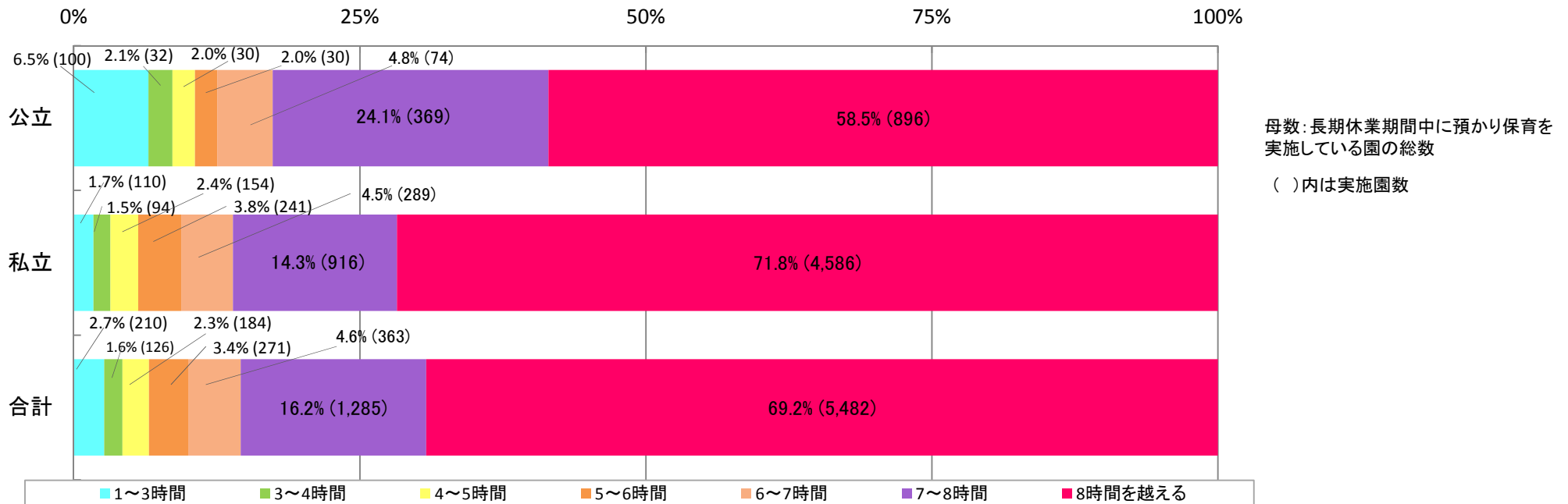
()内は実施園数

幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）⑤

（3）預かり保育の実施日数等 ② 長期休業期間中の実施状況 （i）実施状況



（ii）実施時間数



幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）⑥

（４）預かり保育受入れ幼児数

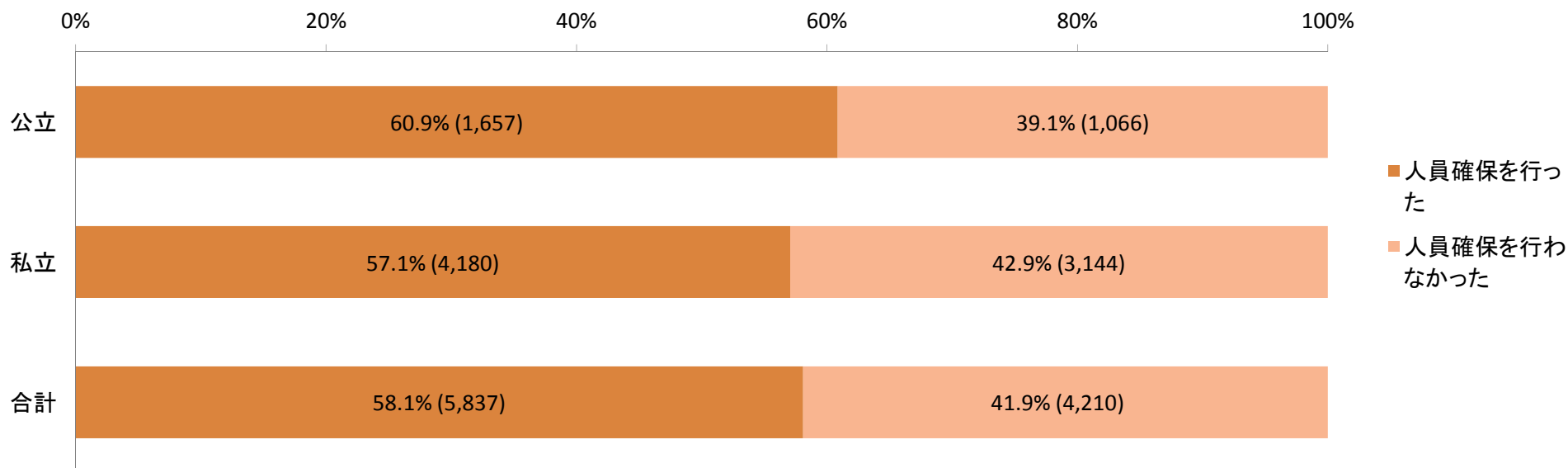
平日の預かり保育の受入れ幼児数（平成26年6月23日（月）～27日（金）の5日間）

	公立	私立	合計
受入幼児数(5日間)	144,298人	788,550人	932,848人
受入幼児数(1日間)※	28,860人	157,710人	186,570人
1園あたり（1日間）	10.6人/園	21.4人/園	18.5人/園

※実施園：公立：2,724園、私立：7,369園、合計：10,093園

※「受入幼児数(1日間)」については、「受入幼児数(5日間)」を5で割った値

（５）預かり保育における保育担当者の状況 ① 預かり保育のための人員確保状況



母数：預かり保育実施園のうち回答園数

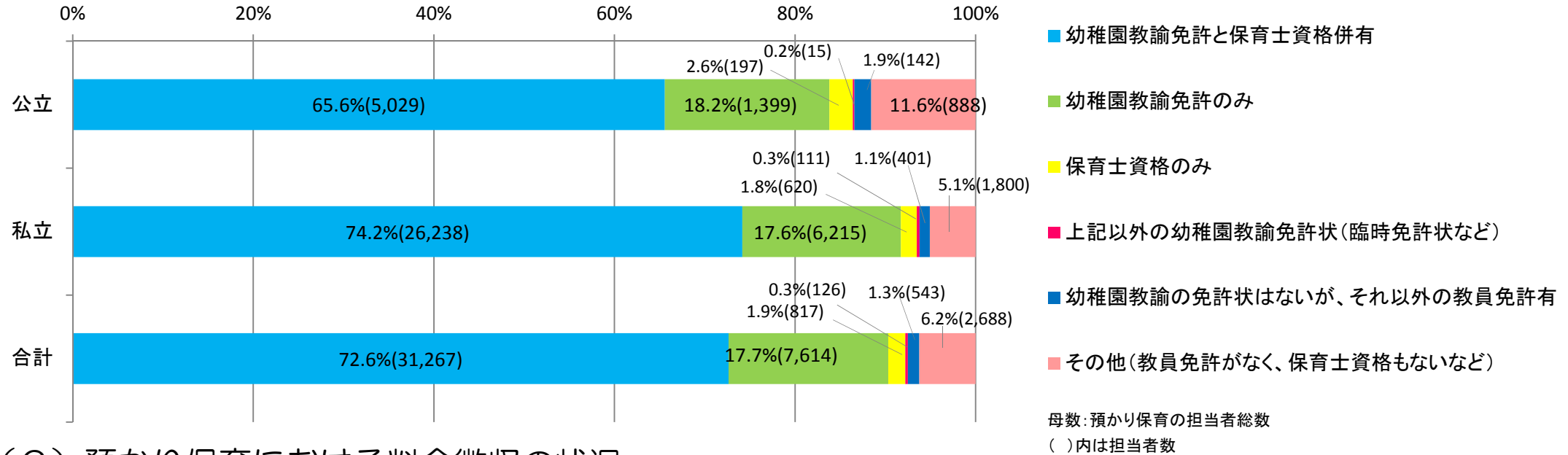
()内は無回答を除く実施園数

(出典) 文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」(平成27年10月)

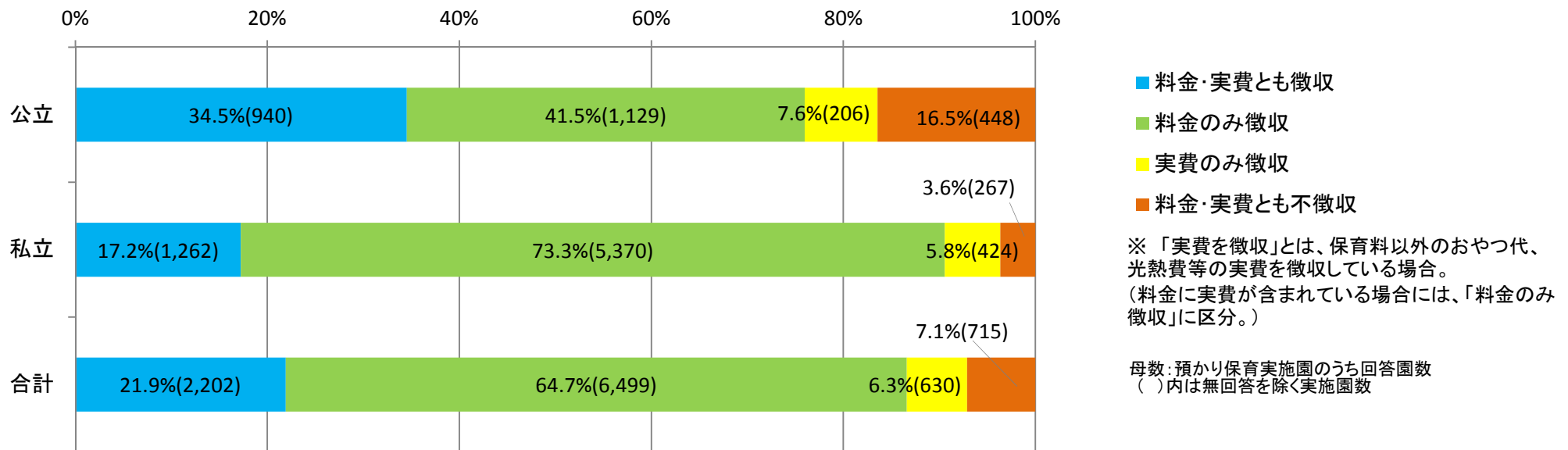
幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）⑦

（５）預かり保育における保育担当者の状況

② 預かり保育の担当者における幼稚園教諭免許と保育士資格の併有状況

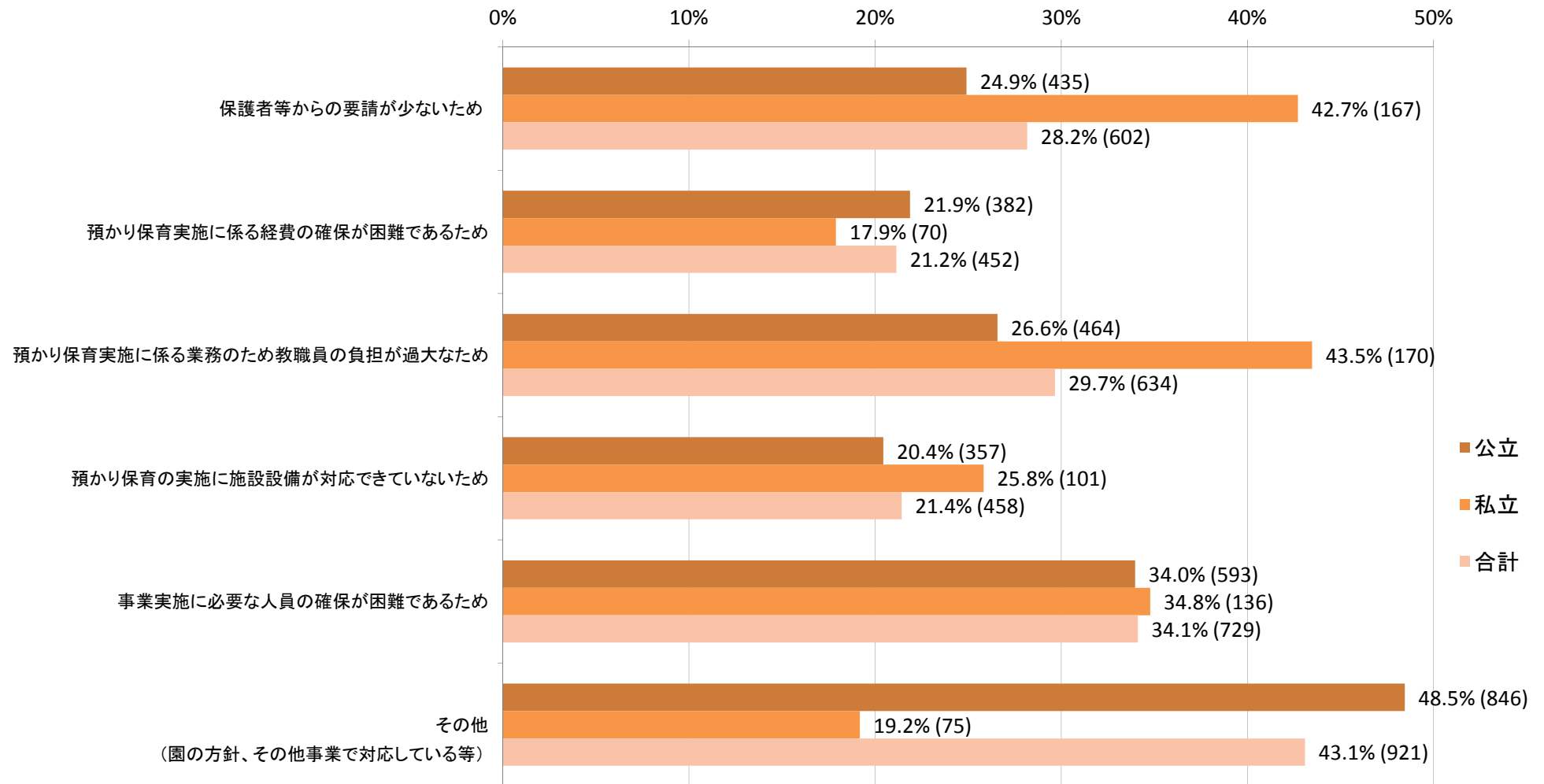


（６）預かり保育における料金徴収の状況



幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）⑧

（7）預かり保育を実施していない理由（複数回答）



母数：預かり保育未実施園数（公立：1,746園、私立：391園、合計：2,137園）

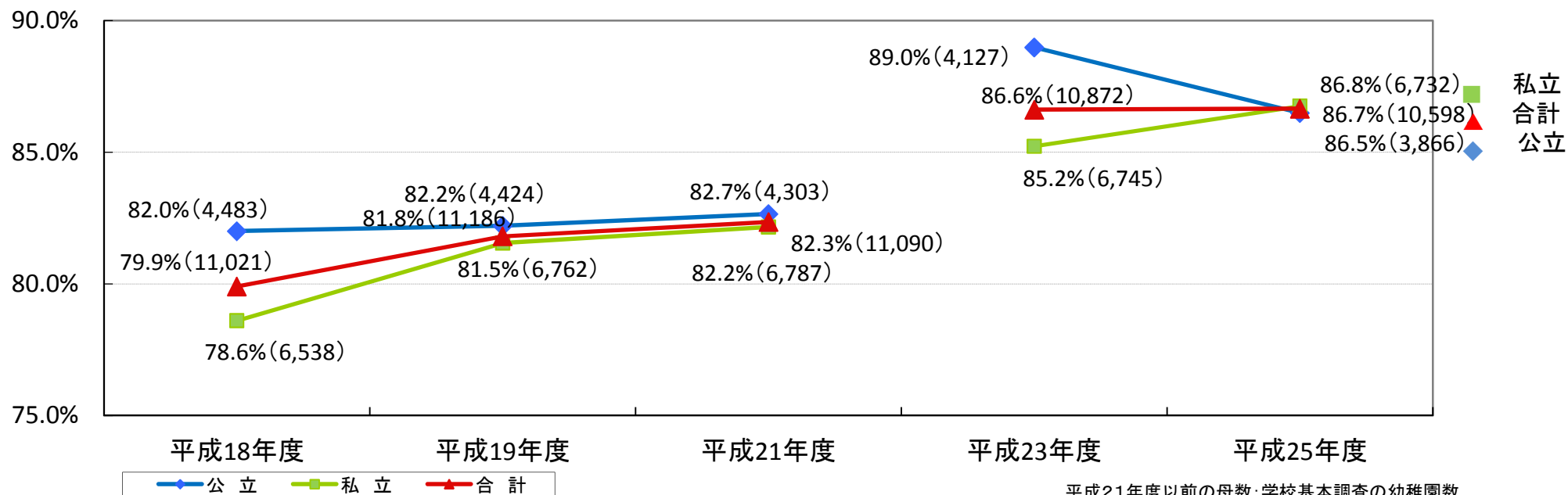
（ ）内は未実施園数

（出典）文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」（平成27年10月）

幼児教育実態調査（幼稚園における子育て支援活動実施状況）①

（１）子育て支援活動の実施率（平成25年度実績）

- 子育て支援活動を実施している幼稚園は全体の86.7%であった。
（公立：86.5%、私立：86.8%）



平成21年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園数
 平成23年度・平成25年度の母数：調査回答園数
 (H23 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園)
 (H25 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園)
 ()内は実施園数 (単位：園)

※ ()内は、各項目の実施した園数(A)を母数にした割合

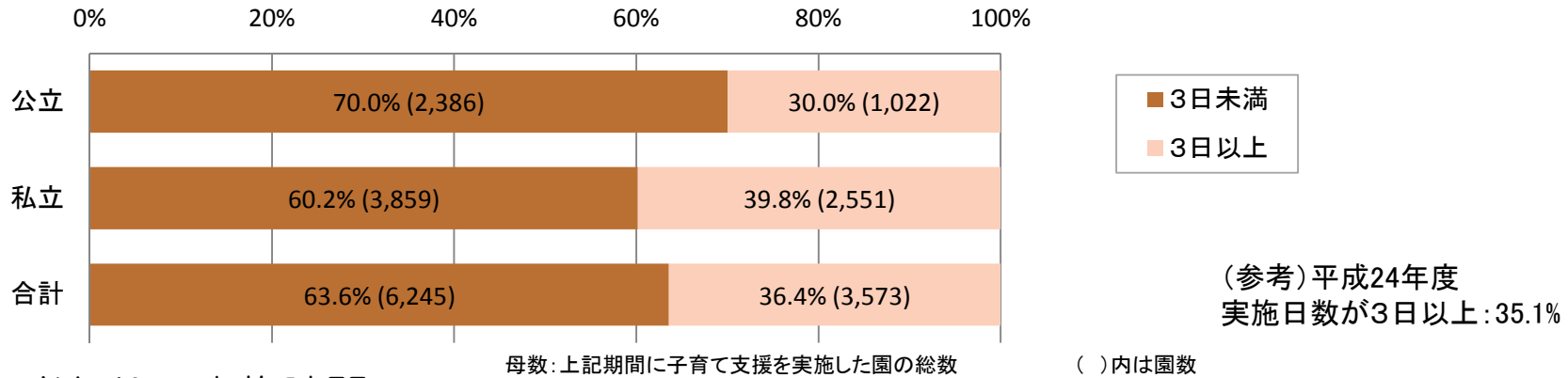
	実施した園数 (A)	((A)のうち子育て支援事業に対する私学助成(特別補助)を受けている園数)	((A)のうち、子育て支援事業に関する事業として市町村から委託(又は補助)を受けている園数)
公立	3,866	—	202 (5.2%)
私立	6,732	4,127 (61.3%)	641 (9.5%)
合計	10,598	—	843 (8.0%)

幼児教育実態調査（幼稚園における子育て支援活動実施状況） ②

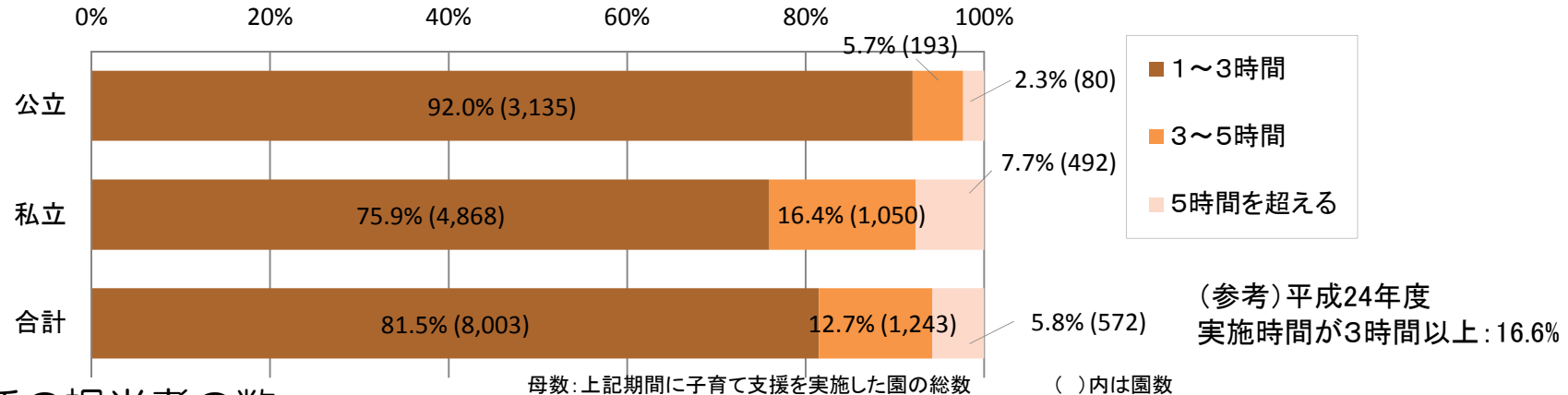
（２）子育て支援の実施状況

（平成26年6月1日～30日に実施した子育て支援事業（子育て情報の提供を除く。）の実施状況）

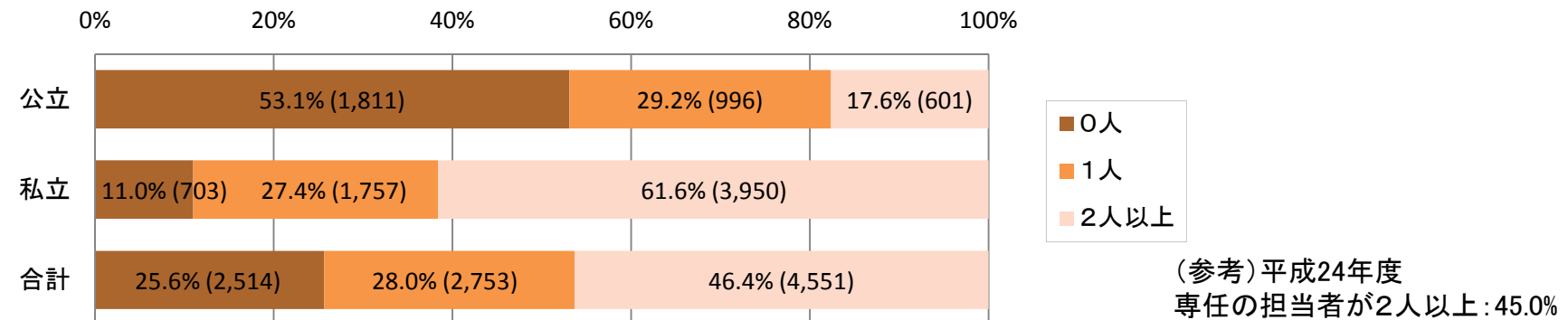
① 1週間当たりの実施日数



② 1日当たりの実施時間



③ 専任の担当者の数



母数: 上記期間に子育て支援を実施した園の総数 ()内は園数

(出典) 文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」(平成27年10月)

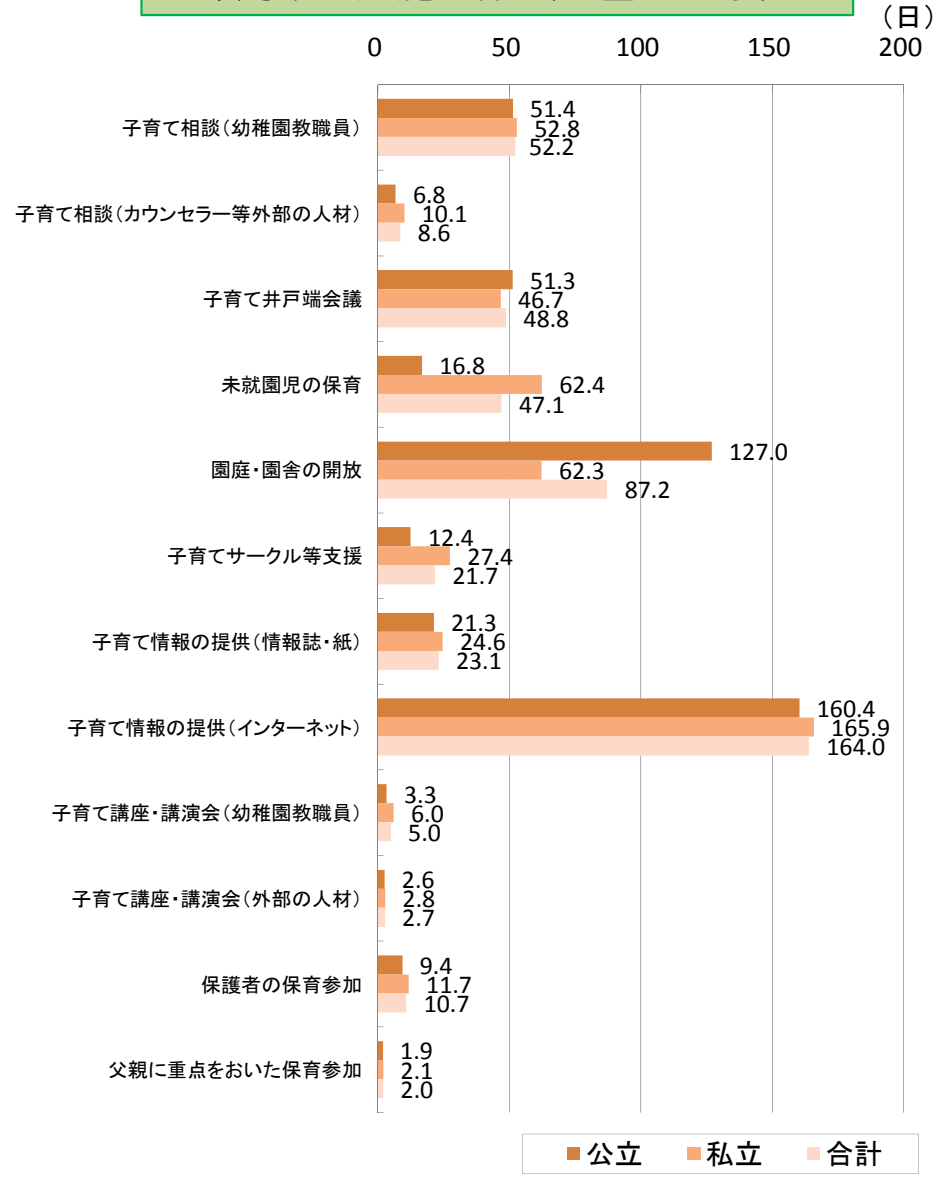
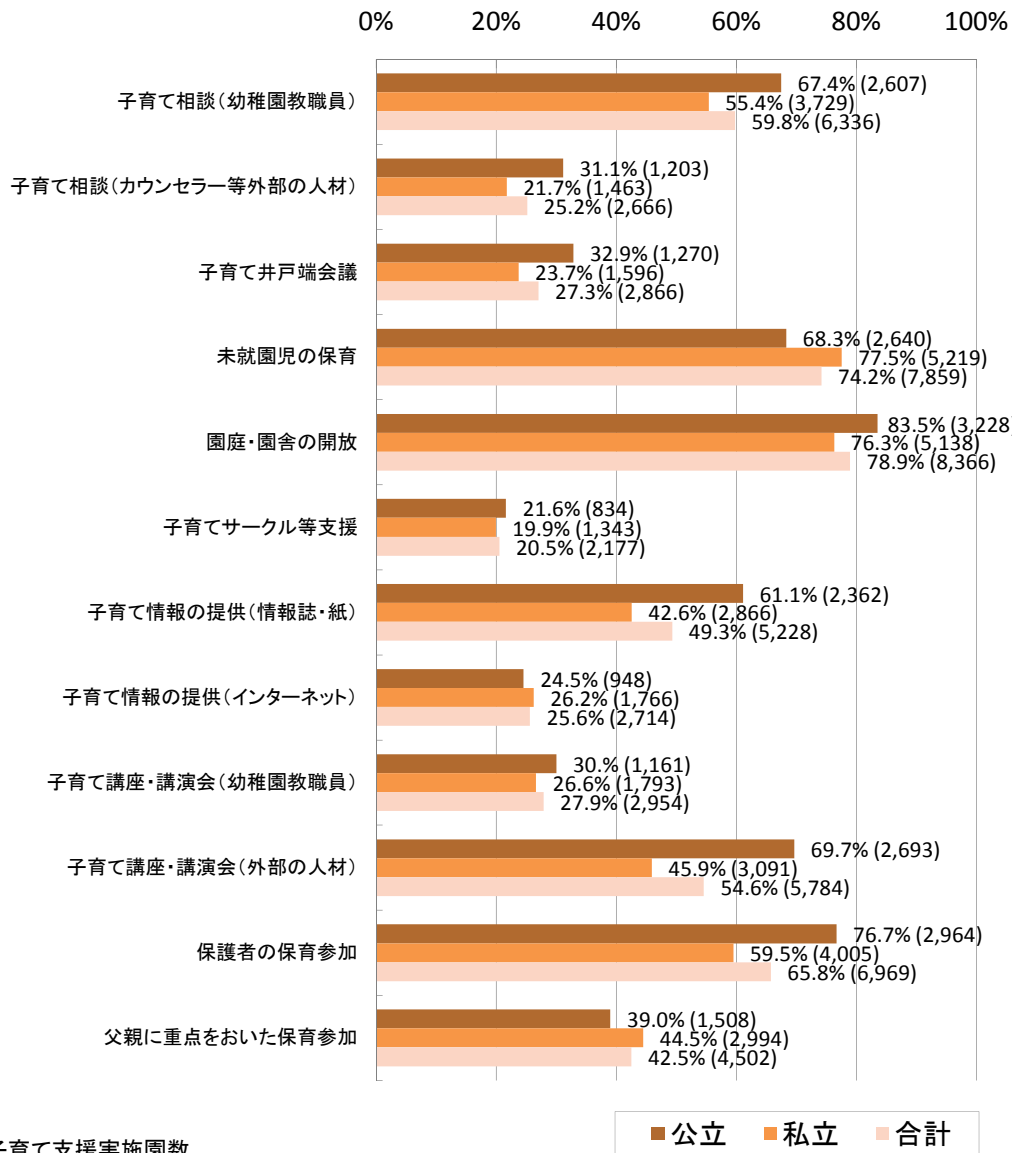
幼児教育実態調査（幼稚園における子育て支援活動実施状況） ③

(3) 内容別の実施率・平均実施日数（複数回答）

① すべての幼児及びその保護者を対象とした事業

実施率

年間平均実施日数（1園当たり）



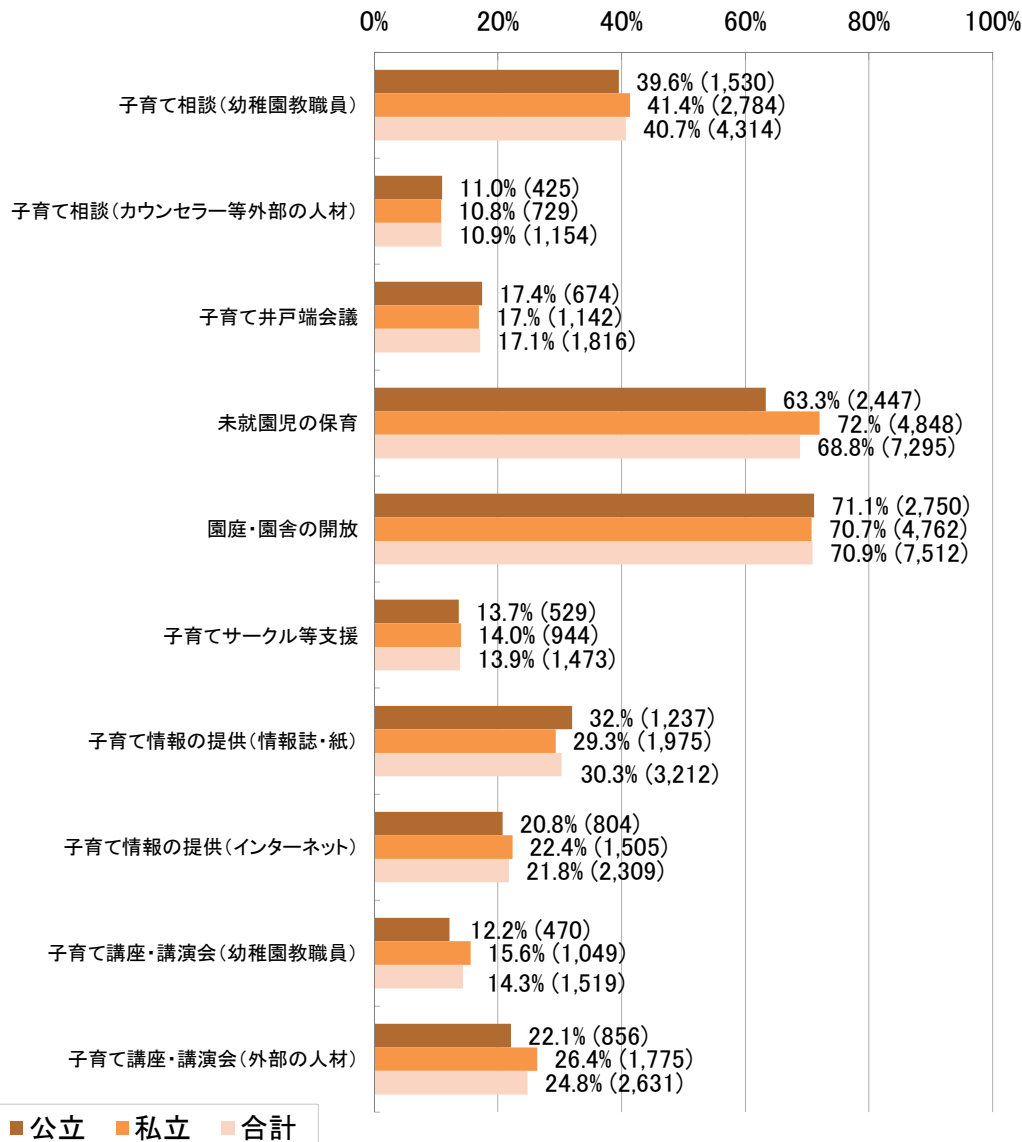
母数：子育て支援実施園数
 (公立：3,866園、私立：6,732園、合計：10,598園)
 ()内は実施園数

(出典) 文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」(平成27年10月)

幼児教育実態調査（幼稚園における子育て支援活動実施状況） ④

② ①のうち在園児以外の幼児及びその保護者を対象とした事業

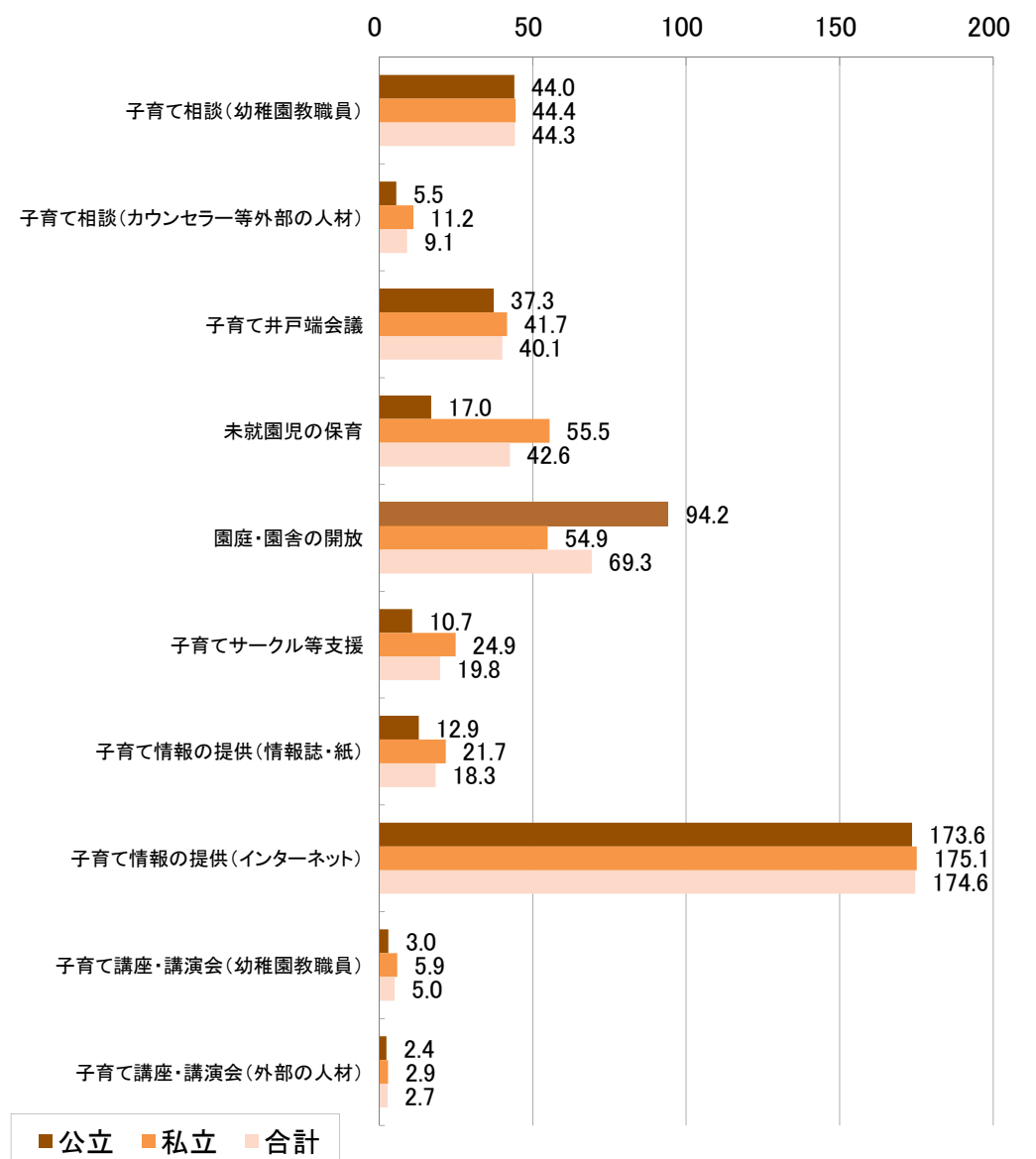
実施率



母数：子育て支援実施園数
(公立：3,866園、私立：6,732園、合計：10,598園)

年間平均実施日数（1園当たり）

(日)



(出典) 文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」(平成27年10月)

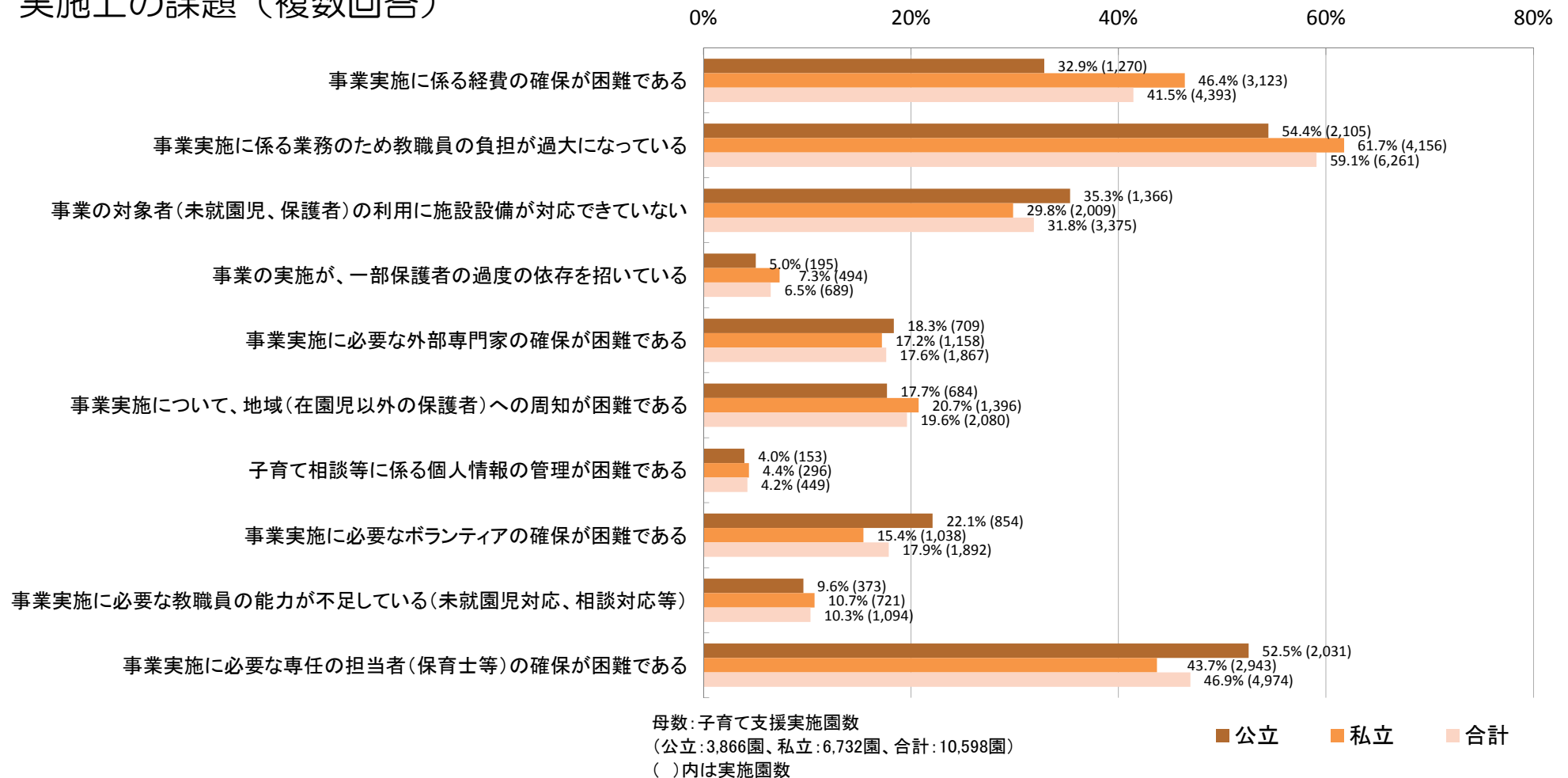
（４）幼稚園における未就園児の保育の受け入れ乳幼児数

平日の未就園児の保育の受け入れ乳幼児数（平成26年6月23日（月）～27日（金）の5日間）

	公立	私立	合計
受入乳幼児数(5日間)	24,363人	148,438人	172,801人
1園あたり(5日間)	24.3人/園	40.1人/園	36.8人/園

※実施園：公立：1,004園、私立：3,698園、合計：4,702園

（５）実施上の課題（複数回答）



地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩みを相談で
きる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成26年度
実施か所数
(交付決定ベース)

6,538か所



地域で子育てを支える

地域子ども・子育て支援事業②

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合には、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施(加算)※ <ul style="list-style-type: none"> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 	<p>①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

地域子ども・子育て支援事業③

一時預かり事業について

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

H25

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

H26【保育緊急確保事業】

①一般型(事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

②余裕活用型(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

従前の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

④居宅訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

H27【新制度施行】

地域子ども・子育て支援事業④

一時預かり事業（幼稚園型について）

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「一時預かり事業(幼稚園型)」を創設

		「幼稚園型」の要件等									
実施主体		市町村(子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施)									
実施場所		幼稚園又は認定こども園									
対象児童		<p>主に在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)</p> <p>※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象</p> <p>※園児以外の子どもについては、一時預かり事業(一般型)により対応</p> <p>・同一施設において、幼稚園型(園児を対象)と一般型(園児以外を対象)を併せて実施可能 (この場合、それぞれの類型の基準を満たすことが必要)</p> <p>・ただし、園児以外の子どもの利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子どもの一時預かりを併せて実施することも可能</p>									
職員	職員数	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> ※算出される数が1人の場合でも2人以上配置		0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
資格	保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者 (ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭)										
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> </table> ほふく室 3.3㎡/人 など		2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		
		2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人							
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
		※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可									
補助単価 (1人当たり日額)		○在籍園児 <ul style="list-style-type: none"> ・基本分: 平日の教育時間前後(標準的には4時間(*)/日の実施を想定)及び長期休業日 <ul style="list-style-type: none"> - 年間延べ利用者数2,000人超 400円 (*各園の教育時間によって異なる) - 年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円(10円未満切り捨て) ・休日分: 土日祝日等(標準的には8時間/日の実施を想定) 800円 ・長時間加算: 標準4時間/日(休日は標準8時間/日)を超える場合に加算 100円 ○園児以外の子ども <ul style="list-style-type: none"> ・8時間/日以下の利用 800円 ・長時間加算: 8時間/日を超える場合に加算 100円 									
実施形態		利用者の 居住市町村が園に委託等して実施 (当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする (関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態									

地域子ども・子育て支援事業⑤

一時預かり事業（幼稚園型）の配置職員に参入できる担当職員パターン

職員の類型		職員が通常勤務する日 ^{※1}			休日	
		(教育課程時間)	(教育課程時間外)			
		4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超	合計8時間まで	合計8時間超
一時預かり事業の専任職員		○	○	○	○	○
一時預かり事業 と幼稚園等の 教員等との 兼務職員	幼稚園等における 学級担任等の 常勤教員 ^{※2}	× ^{※3、※5}	× ^{※3※5}	○ ^{※4}	○ ^{※4}	○ ^{※4}
	幼稚園等における 非常勤講師等 ^{※2}	× ^{※5}	○ ^{※6}	○	○	○
(参考)適用 補助単価	在園児		基本分単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価
	非在園児 ^{※7}		休日単価		長時間加算単価	休日単価

※1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。

※2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。

※3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。

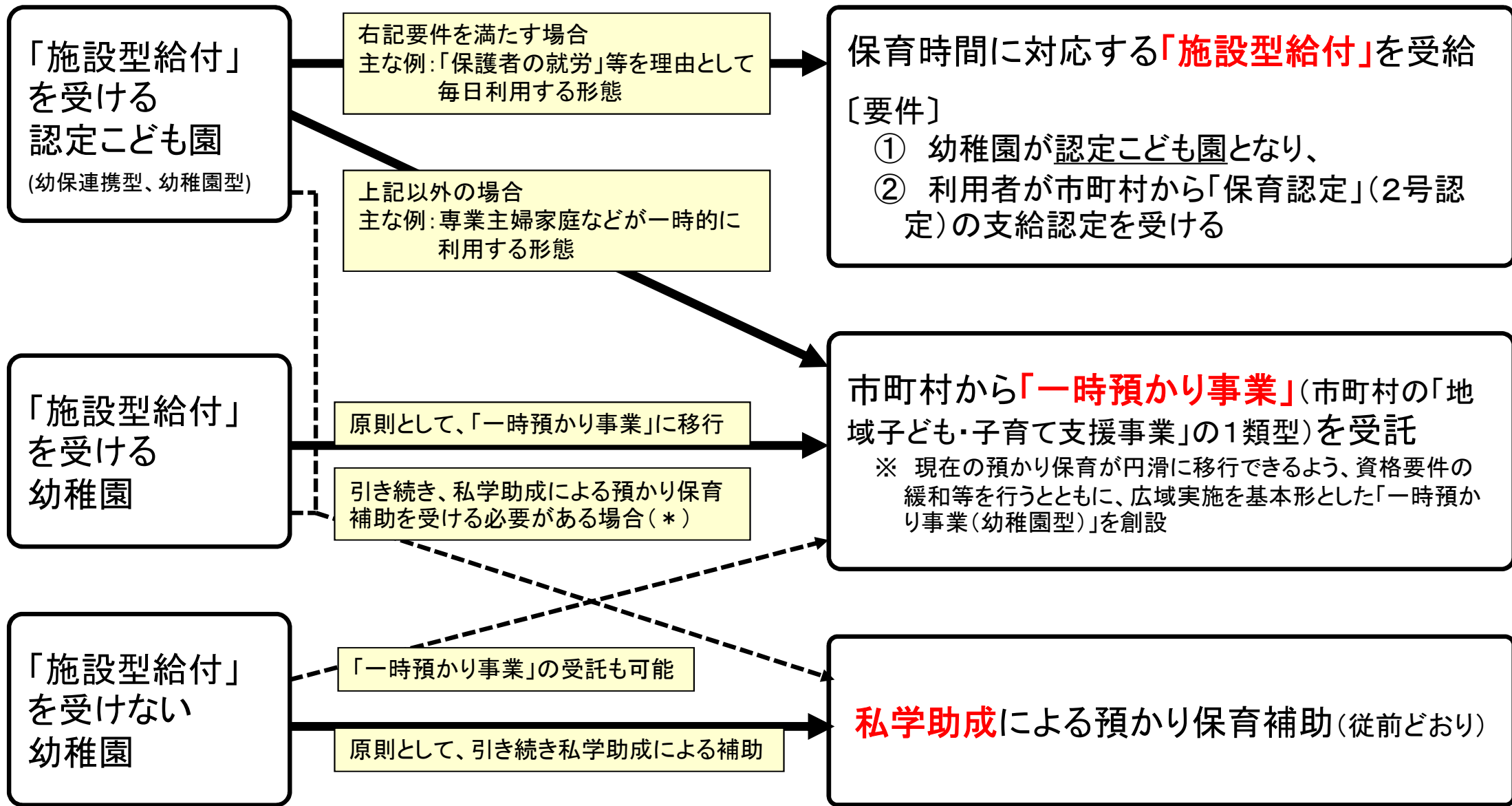
※4 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。

※5 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。

※6 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

※7 非在園児の利用は、一時預かり事業(一般型)の併用により支援することを想定しているが、ごく少数の利用にとどまる場合は、一般型を併用することなく幼稚園型の支援対象として構わない。

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

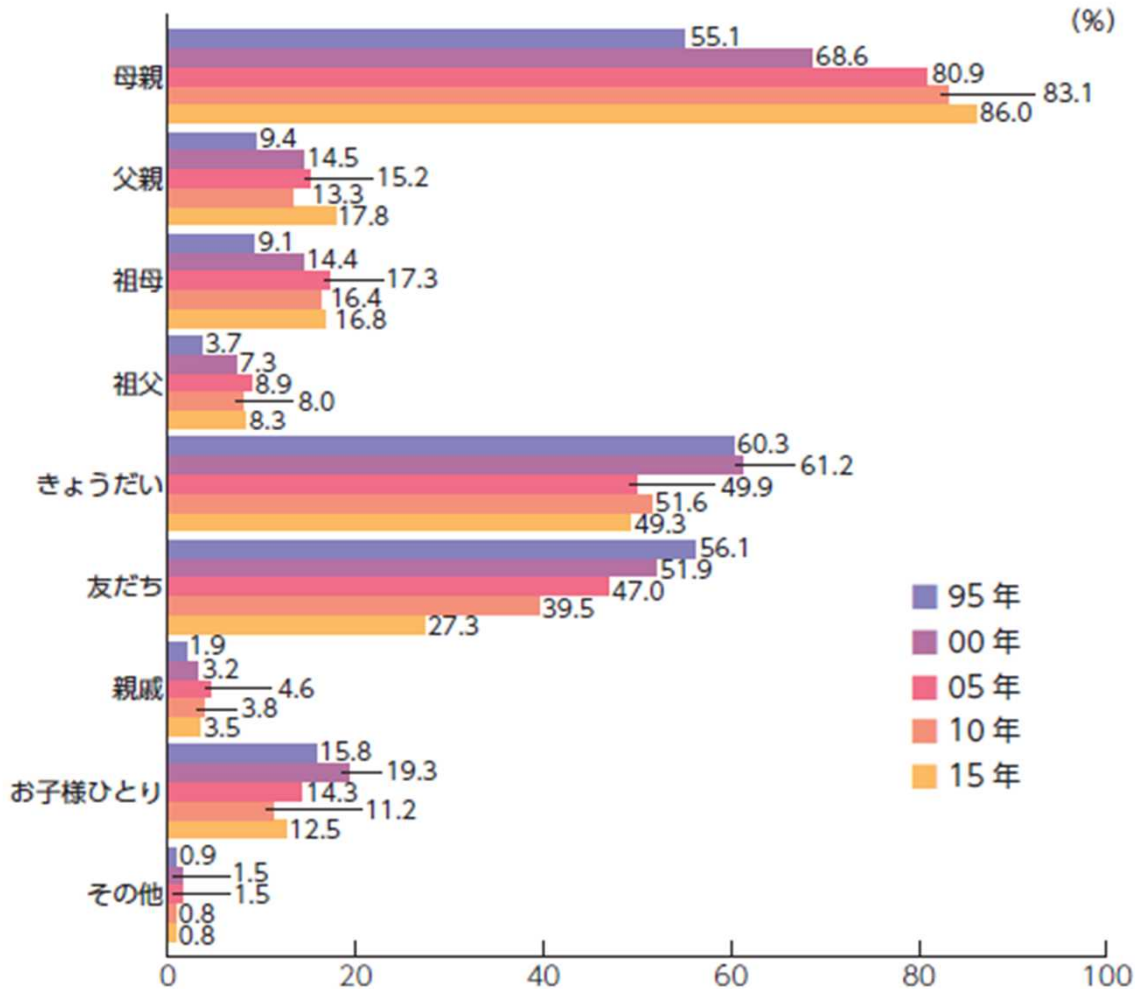
(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

幼児の生活の現状

平日一緒に遊ぶ相手は、「母親」が増加して「友だち」が減少

Q 平日、(幼稚園・保育園以外で)遊ぶときは誰と一緒にいることが多いですか。

図1-3-2 平日、(幼稚園・保育園以外で)一緒に遊ぶ人(経年比較)



(出典)ベネッセ教育総合研究所「第5回幼児の生活アンケート
一乳幼児をもつ保護者を対象に一速報版(2015年11月)」

※複数回答。

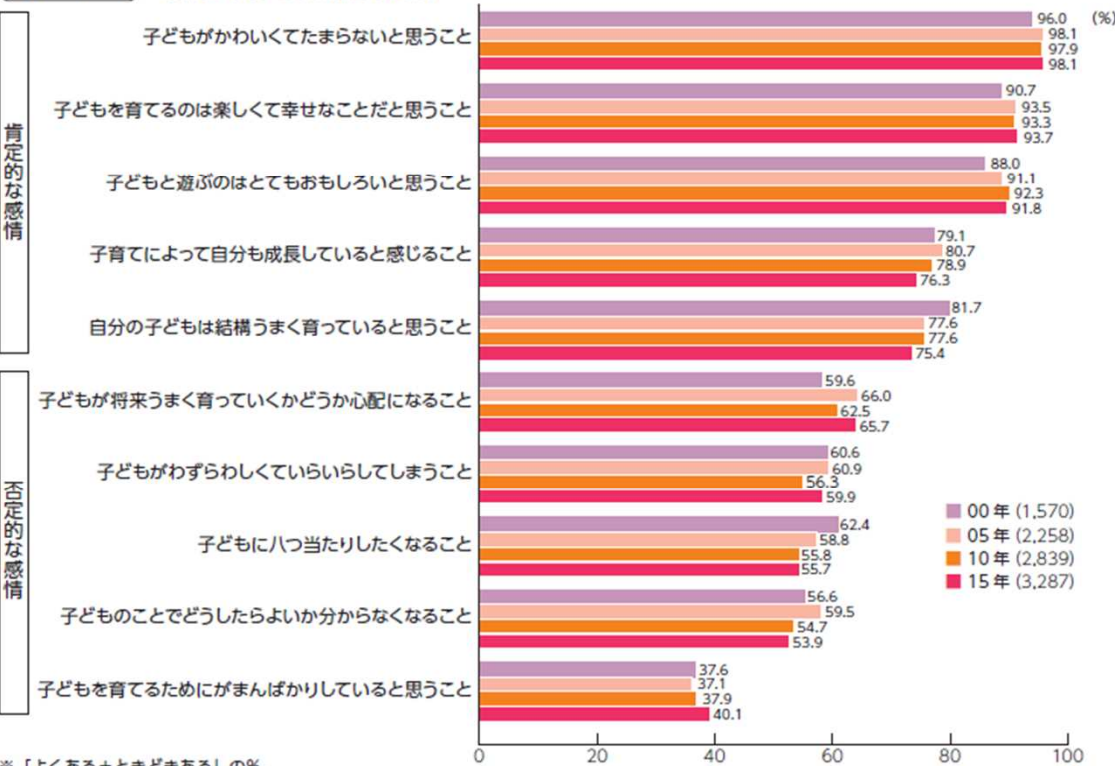
母親の意識の現状①

子育てへの肯定的な感情は、15年前からほぼ変わらず。

Q あなたは最近、子育てについて次のようなことを感じることがありますか。

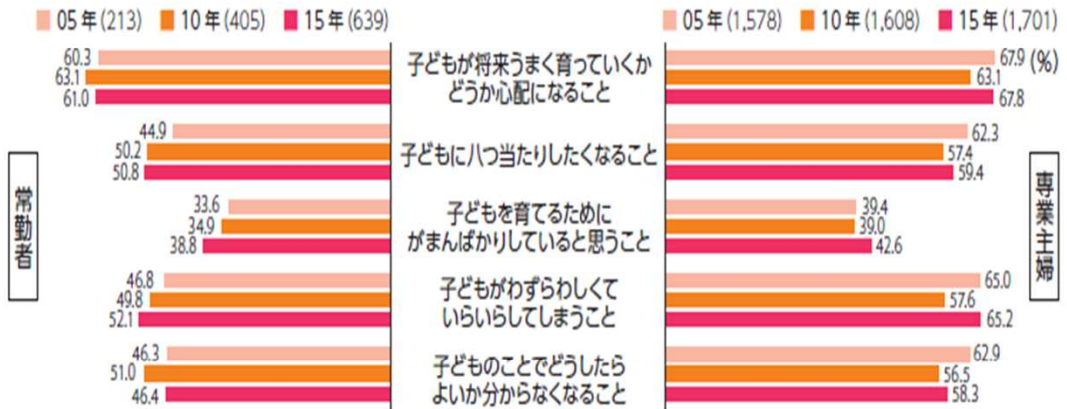


図2-1-1 母親の子育て意識(経年比較)



※「よくある+ときどきある」の%。
※ 母親の回答のみ分析。

図2-1-2 母親の子育て意識(母親の就業状況別 経年比較)



※「よくある+ときどきある」の%。
※ 母親の回答のみ分析。

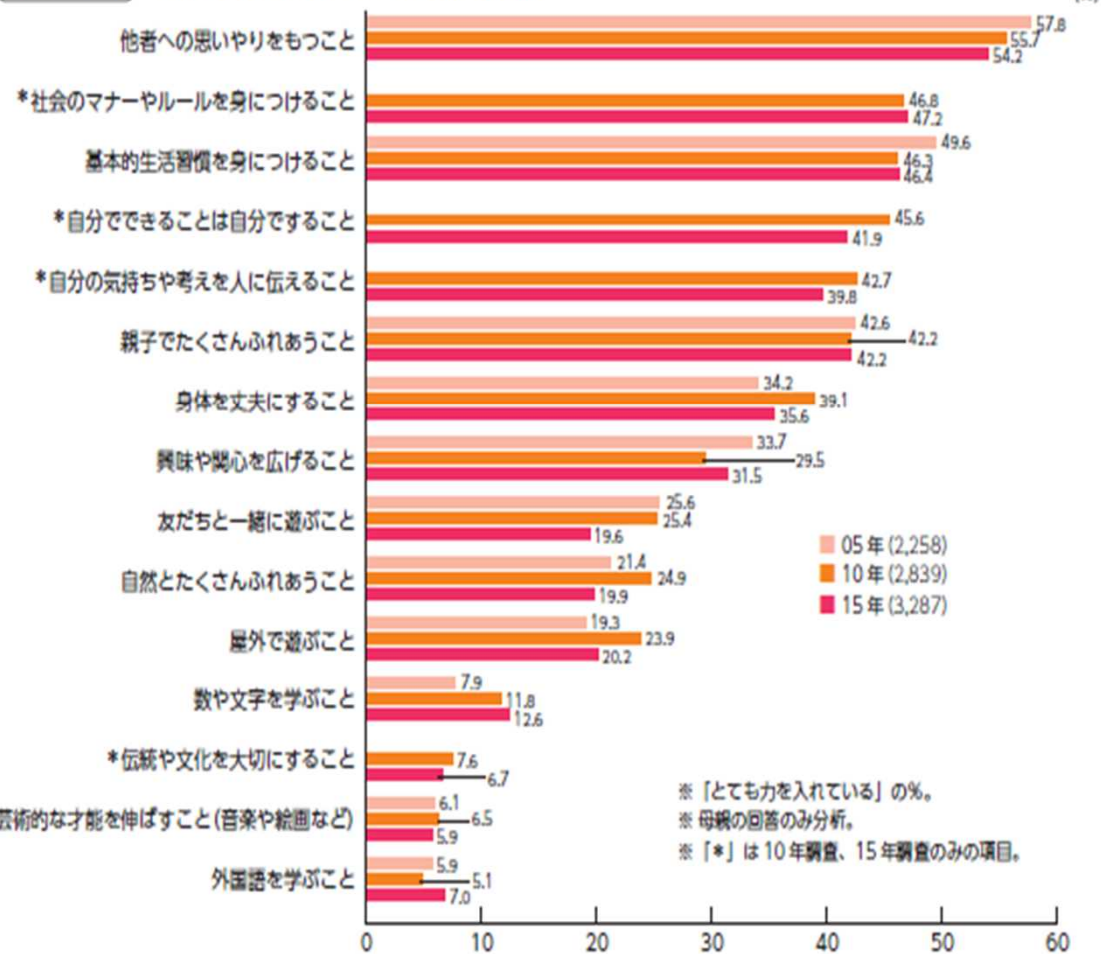
母親の意識の現状②

「友だちと一緒に遊ぶこと」に力を入れる割合が減少

Q あなたは、どのようなことに力を入れて、お子様を育てていますか。



図2-2-1 子育てで力を入れていること(経年比較)

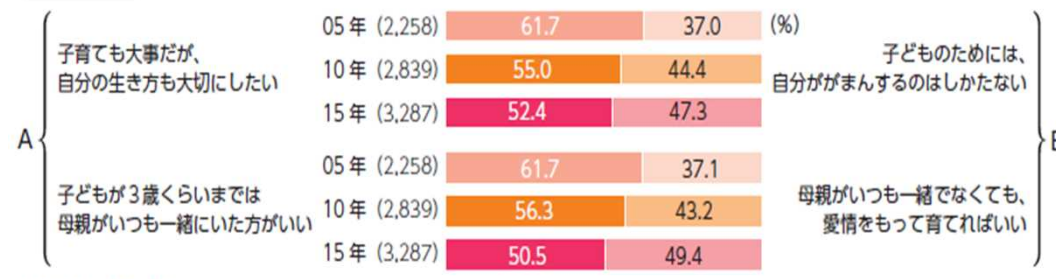


※【とても力を入れている】の%。
 ※ 母親の回答のみ分析。
 ※【*】は10年調査、15年調査のみの項目。

Q 子育てに関するAとBの2つの意見のうち、あなたのお気持ちに近い方はどちらですか。どちらかといえば近い方の意見に○をつけてください。



図2-2-2 母親の子育て観(経年比較)



※母親の回答のみ分析。
 ※無答不明があるため、Aの意見とBの意見の数値を合計しても100%にはならない。
 ※8項目の中から、10ポイント以上の変化があった2項目を図示(05年調査と15年調査を比較)。

(出典)ベネッセ教育総合研究所「第5回幼児の生活アンケート—乳幼児をもつ保護者を対象に一速報版(2015年11月)」

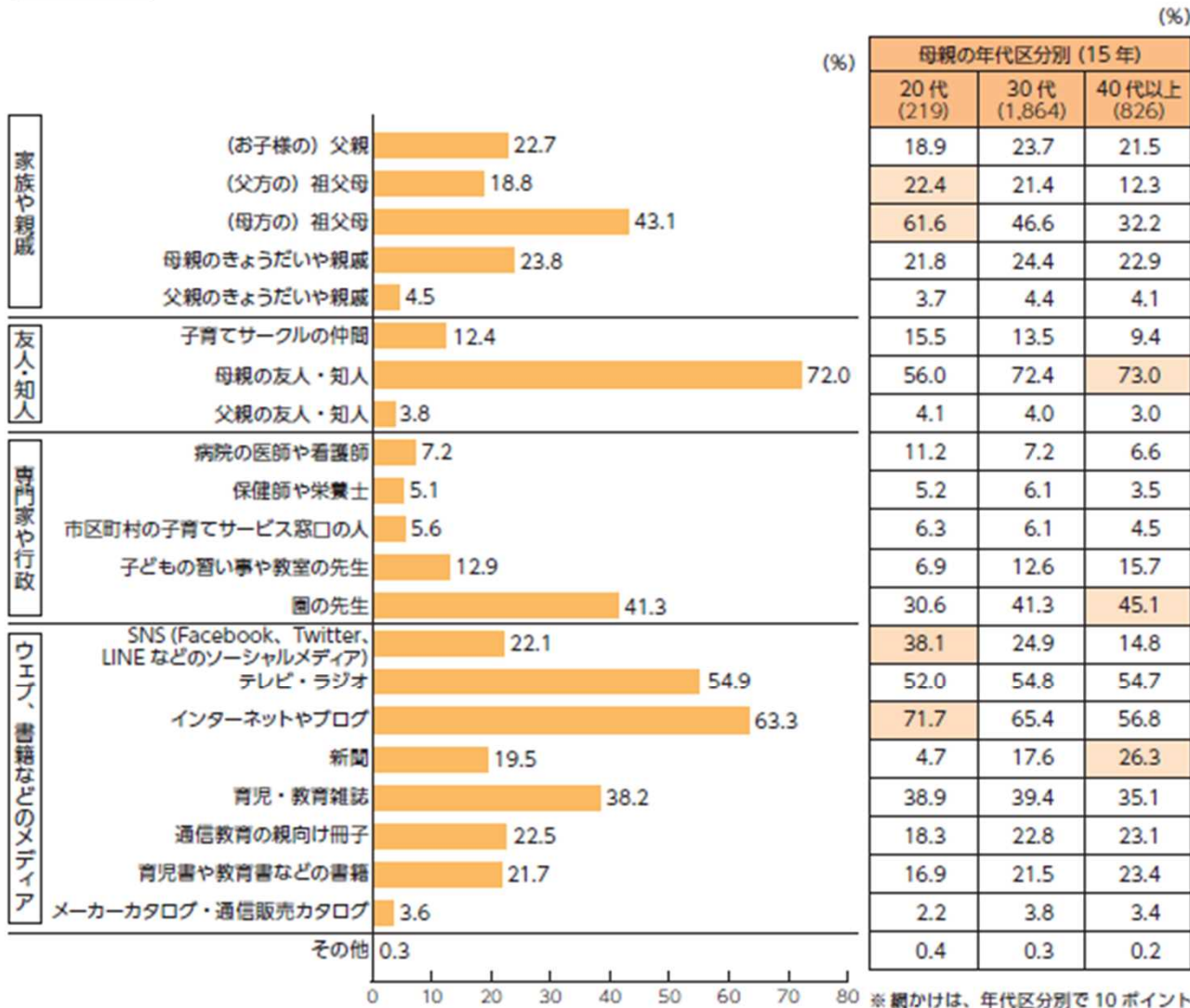
母親の意識の現状③

しつけや教育の情報源では、「母親の友人・知人」「インターネットやブログ」の比率が高い

Q 現在、あなたは「お子様のしつけや教育」についての情報をどこから(誰から)得ていますか。



図2-3-1 しつけや教育の情報源 (15年)



(出典)ベネッセ教育総合研究所
「第5回幼児の生活アンケートー乳幼児をもつ保護者を対象に一速報版(2015年11月)」

※ 複数回答。
※ 母親の回答のみ分析 (3,287)。そのため、「(お子様の) 母親」の項目を省略。

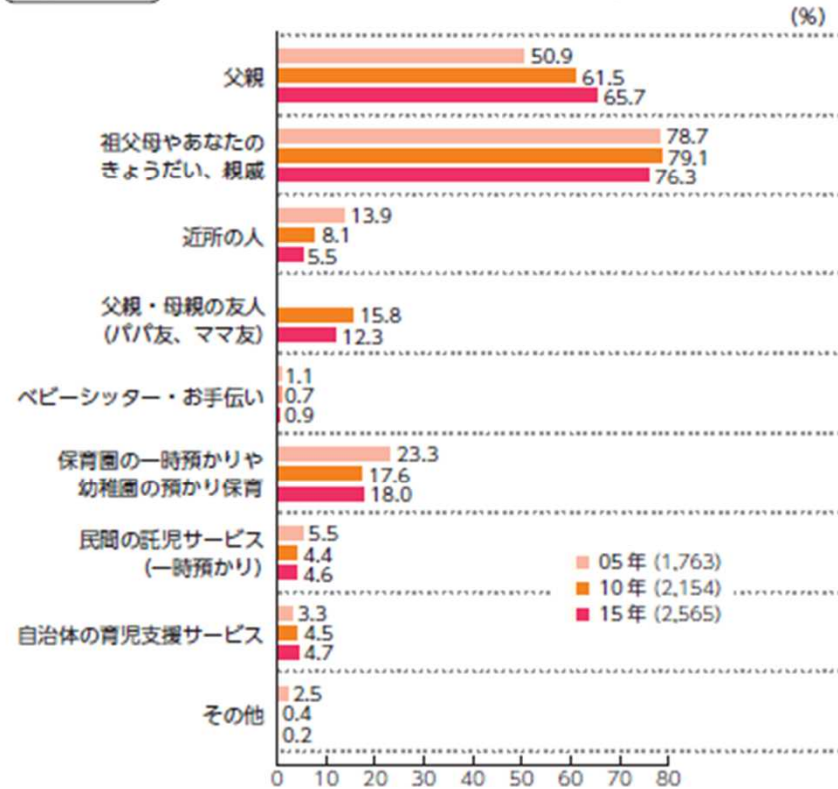
子育てサポートの現状

母親が家を空けるとき、子どもの面倒を見てくれる「父親」が増加、「近所の人」は減少

Q 面倒を見てくれる人(機関・サービス)を教えてください。



図3-1-2 面倒を見てくれる人(機関・サービス)(経年比較)



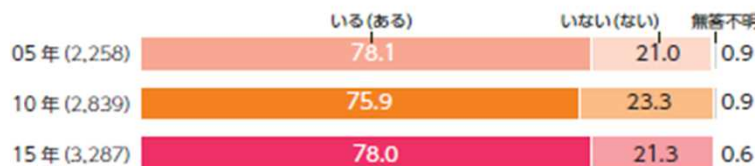
年齢区分別・就園状況別 15年 (%)			
低年齢		高年齢	
未就園児 (711)	保育園児 (366)	幼稚園児 (955)	保育園児 (396)
70.9 <	76.0	56.3 <	69.5
76.8	75.3	76.6	74.9
3.6	1.5	8.8	4.4
5.6	3.1	22.1 >	9.7
0.3	2.7	0.3	1.8
12.1	9.8	31.3 >	5.6
6.1	3.4	4.0	3.1
4.7	7.3	3.1	5.2
0.1	0.3	0.2	0.3

※複数回答。※母親のみ回答。子どもの面倒を見てくれる人(機関・サービス)が「いる(ある)」と回答した人のみ回答。
 ※「父親・母親の友人(パパ友、ママ友)」は、10年調査以降の項目。
 ※表内の<>は年齢区分別・就園状況別にみたときに、5ポイント以上の差が見られた項目。
 ※低年齢は、1歳6か月～3歳11か月の幼児。高年齢は、4歳～6歳11か月の幼児。
 ※10年調査までは「祖父母や親戚」→15年調査は「祖父母やあなたのきょうだい、親戚」と項目名を変更した。

Q あなたが家を空けるとき、子どもの面倒を見てくれる人(機関・サービス)がいます(あります)か。通常、幼稚園・保育園にお子様を通わせている時間は除いてお答えください。



図3-1-1 子どもの面倒を見てくれる人(機関・サービス)の有無(経年比較)



※母親のみ回答。
 ※05年調査は、「あなたが仕事以外で家を空けるとき、子どもの面倒を見てくれる人(機関・サービス)はいます(あります)か」とたずねている。